## 工事監理業務区分表

監理業務区分について特記に別の定めがある場合は特記仕様書を優先する。 また、特記仕様書にて受注者が行わない項目は適用しない。 工事と監理業務の監督員がそれぞれ異なる場合には、監督員が必要な調整を行う。

## 1. 工事監理に関する業務

(1) 工事監理方針の説明等

(1) 工事曲垤/プル「マンロルーシン母							
項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法		
	工事施工者に 対する措置	受注者に 対する措置	監督員へ の報告等	工事施工者に 対する措置			
(i)工事監理方針の 説明		承諾	提出		当該業務の着手に先立って、工事監理 体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出 し、承諾を受ける。		
(ii)工事監理方法変 更の場合の協議		協議	協議		当該業務の方法に変更の必要が生じた 場合、監督員と協議する。		

(2) 設計図書の内容の把握等の業務

<u> </u>							
項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法		
	工事施工者に 対する措置	受注者に 対する措置	監督員へ の報告等	工事施工者に 対する措置			
(i)設計図書の内容 の把握	指示	確認	報告		設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、監督員に報告する。		
(ii)質疑書の検討	指示	確認	報告		工事施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ)確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。		

(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

(3) 旭工凶寺で		コーディン		$X \cup X \cup X \cup X$	
項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に 対する措置	受注者に 対する措置	監督員へ の報告等	工事施工者に 対する措置	
(i)施工図等の検討 及び報告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより工事施工者等が 作成し、提出する施工図(現寸図、躯体 図、工作図、製作図等をいう。)、製作 見本、模型、見本施工等が設計図書の内 容に適合しているかについて検討し、適 合していると認められる場合には、その 旨を監督員に報告する。 検討の結果、適合しないと認められる 場合には、設計図書に定められた品質を 確保するために必要な措置についてとり まとめ、監督員に報告する。
( i )'色等の指示	指示	確認	報告	検討	材料の色、柄等について検討し、監督員 に報告する。
(ii)工事材料、設備 機器等の検討及び報 告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより工事施工者等が 提案又は提出する工事材料、設備機器等 (当該材料、機器等に係る製造者及び専 門工事業者を含む。)及びそれらの見本 に関し、工事施工者等に対して事前に指 ってき内容を監督員に報告し、提案及 は提出された工事材料、設備機器等及 でれらの見本が設計図書の内容しているかについて検討し、適合している と認められる場合には、その旨を監督 に報告する。 検討の結果、適合しないと認められる 場合には、設計図書に定められた品質を 確保するために必要な措置についてとり まとめ、監督員に報告する。

(4) 工事と設計図書との照合及び確認

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法			
	工事施工者に 対する措置	受注者に 対する措置	監督員へ の報告等	工事施工者に 対する措置				
工事と設計図書との照合及び確認			確認		工事施工者等が行う工事が設計図書の 内容に適合しているかについて、設計図 書に定めのある方法による確認のほか、 目視による確認、抽出による確認、工事 施工者等から提出される品質管理記録の 確認等、確認対象工事に応じた合理的方 法により確認を行う。			

(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

(ひ) 工事に改訂	凶言Cv.		ノリ圧の心ワンプ	阿木形口	₹
項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に 対する措置	受注者に 対する措置	監督員へ の報告等	工事施工者に 対する措置	
工事と設計図書との 照合及び確認の結果 報告等	指示	確認	報告		(4)の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。 (4)の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合は直ちに監督員に報告するととは、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。 (4)の結果、監督員から適合していない箇所を示された場質を確保するためにおいても、設計図書に定められた品質を確保するためにおいても、設計図書に定められた品質を確保するため、監督に報告する。 2)の結果、工事施工者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。

(6) 業務報告書等の提出

(0) 未扮拟口音等切捉山							
項目	監督員	の事務	受注者	の事務	処理方法		
	工事施工者に 対する措置	受注者に 対する措置	監督員へ の報告等	工事施工者に 対する措置			
業務報告書等の提出		確認	提出		工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び監督員が 指示した書類等の整備を行い、監督員に 提出する。		

## 2. 工事監理に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法	
	工事施工者に 対する措置	受注者に 対する措置	監督員へ の報告等	工事施工者に 対する措置		
工程表の検討及び報 告	承諾	確認	報告	検討	工事請負契約の定めにより工事施工者 等が作成し、提出する工程表について、 工事請負契約に定められた工期及び設計 図書に定められた品質が確保できないお それがあるかについて検討し、品質が確 保できると認められる場合には、その旨 を監督員に報告する。 検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事施工者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告 する。	

(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

	<u> </u>			11 O X/10	
項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に 対する措置	受注者に 対する措置	監督員へ の報告等	工事施工者に 対する措置	
設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより工事施工者等が 作成し、提出する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)について、工 事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を 監督員に報告する。 検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事施工者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

(3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

<u>(3) 工事に工事</u>			1 0 E UU''	<u>, ive o</u>	
項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に 対する措置	受注者に 対する措置	監督員へ の報告等	工事施工者に 対する措置	
(i)工事と工事請負 契約との照合、確認 及び報告	指示	確認	報告	確認検討	工事施工者等が行う工事が工事請負契約の内容(設計図書に関する内容を目視する内容を目視による確認、正事施工者等から提出される品質管理記録による確認を明またのは、 一、
(ii)工事請負契約に 定められた指示、検 査等	指示	確認	報告	立会い 確認等	工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、その結果を監督員に報告する。また工事施工者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。
(iii)工事が設計図書 の内容に適合しない 疑いがある場合の破 壊検査	指示	確認指示	報告	検査	工事施工者等の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

(4) 関係機関の検査の立会い等

( 1) I- O IVI I INDAI- O - C								
項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法			
	工事施工者に 対する措置	受注者に 対する措置	監督員へ の報告等	工事施工者に 対する措置				
関係機関の検査の立会い等	立会い	確認	報告	立会い	関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、 提出する検査記録等に基づき監督員に報 告する。			